

1 目 的

男女共同参画社会の推進に向け、講座の開催を希望する市町村、学校、団体、企業、自治会等に適切な講師を派遣し、学習の場を提供する。

2 講座内容

- (1) 各市町村の男女共同参画推進委員会活動に関するもの。
- (2) 固定的な性別役割分担意識の是正、女性の社会参画等に関するもの。
- (3) 命の尊さの学習に関するもの。
- (4) その他、ぴゅあが開催するに相応しい内容と館長が認めるもの。（具体的な内容については協議の上、決定する）

3 派遣方法・経費負担等

- (1) 講師謝金は1万円を上限とし、依頼団体とぴゅあが等分して負担する。
（依頼団体に経済的余裕がある場合、規定以上の金額負担を依頼することは差し支えない）
- (2) 講師交通費は県内に限り、協会既定のもと、ぴゅあが負担する。
（但し、依頼団体に経済的な余裕がある場合は、負担を依頼することがある）
- (3) 依頼団体に講座企画運営等のノウハウがない場合、適切に相談に応じ開催をサポートする。
- (4) 講師の送迎が必要な場合、原則として依頼団体が行う。

4 募集対象

- (1) 市町村（男女共同参画推進委員会等）
- (2) 上記の学習を希望する学校、団体、企業、自治会等で、原則20人以上の団体とし、地域の事情やテーマによって各ぴゅあで判断する。

5 開催日と回数

- (1) 開催日に制限は設けないが、開催希望日の2カ月前までに管轄するぴゅあに申し込み、当日は、依頼団体が責任を持って講座を運営する。
- (2) 開催回数は1団体1年度につき1回までとし、上記「2 講座内容」で定める項目ごとに回数を按分する。

6 申し込み

- (1) 原則として、開催希望日の2カ月前までに管轄するぴゅあに申し込み用紙（様式1）により申し込む。
- (2)ぴゅあ内で内容を審査し、その結果を通知する。
- (3) 承認の場合は開催決定通知に基づいて開催し、講座終了後1週間以内に実績報告書（様式2）及びアンケートを提出する。
- (4) 開催日に制限は設けないが、担当者が講座に出向けない場合は申込者が責任を持って講座を運営する。

7 その他

開催にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、実施会場の施設に係る新型コロナウイルス感染防止ガイドラインに沿った措置を取ること。